

平成 27 年 12 月

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

**「年金お受取安心サービス」ご利用終了後の
「ステップDo」ステップ判定におけるお取引項目からの削除について**

「年金お受取安心サービス」(サービス詳細は別紙1)は、満55歳以上～満65歳未満のお客さまを対象にした年金受給までのお手続きをサポートするサービスで、お取引に応じてオトク度(ステップ)が4段階でランクアップする道銀取引優遇サービス「ステップDo」(サービス詳細は別紙2)のステップ判定に用いるお取引項目の一つとなっております。

これまでは、満65歳を迎えられ、「年金お受取安心サービス」のご利用を終えられた後も、「ステップDo」のステップ判定の際、お取引項目に含めて判定をさせていただいておりました。

今般、平成28年4月末日より、満65歳以上のお客さまにおかれましては、「年金お受取安心サービス」のご利用を終えられている実態に合わせ、「ステップDo」ステップ判定におけるお取引項目から、「年金お受取安心サービス」を削除する運用に変更させていただくことにいたしました。

これに伴い、「ステップDo」の該当ステップがランクダウンまたはランク外となり、平成28年5月15日から、一部または全部の優遇サービスが受けられなくなる可能性がございますのでお知らせいたします。引き続き同水準の優遇サービスのご利用を希望される場合は、年金のお受取など所定のお取引を追加いただくことにより、ステップを維持することができますので、ぜひご検討をお願いいたします。各ステップの具体例につきましては、次ページの【補足】をご覧ください。なお、弊行にて既に年金をお受取いただいている場合、年金をお受取いただいているお取引店の「ステップDo」のステップに変更はございません。

お客さまの現在の「ステップDo」の該当ステップ並びにお取引項目は、お取引店もしくはダイレクトバンキングセンターにお問い合わせください。

ダイレクトバンキングセンター フリーダイヤル 0120-506-201
(フリーダイヤルをご利用いただけない場合：011-818-1125)
受付時間 平日：9：00～17：00

弊行では、今後ともお客さまのご要望にお応えし、心からご満足いただける質の高いサービスで、道内ベストバンクを目指してまいります。このたびは、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りたく謹んでお願い申し上げます。

【補足】

「ステップD o」の該当ステップがランクダウン・対象外になる場合の具体例

(1) ゴールドステップからセカンドステップへのランクダウン

年月日	お取引項目	該当ステップ	優遇サービスを同水準に保つ方法
平成28年5月14日まで	「年金お受取安心サービス」 + 定期性預金・投資信託・ 外貨定期預金・保護預り債券の 合計残高500万円以上	ゴールドステップ	ステップ判定日（平成28年4月30日）までに 「給与受取または年金受取」のお取引項目を 追加いただく
平成28年5月15日以降	定期性預金・投資信託・ 外貨定期預金・保護預り債券の 合計残高500万円以上	セカンドステップ	

(2) サードステップからセカンドステップへのランクダウン

年月日	取引条件	該当ステップ	優遇サービスを同水準に保つ方法
平成28年5月14日まで	「年金お受取安心サービス」 + 住宅ローン または定期性預金・投資信託・ 外貨定期預金・保護預り債券の 合計残高100万円以上	サードステップ	ステップ判定日（平成28年4月30日）までに 「給与受取または年金受取」のお取引項目を 追加いただく
平成28年5月15日以降	住宅ローン、 または定期性預金・投資信託・ 外貨定期預金・保護預り債券の 合計残高100万円以上	セカンドステップ	

(3) セカンドステップからランク外となるケース

年月日	取引条件	該当ステップ	優遇サービスを同水準に保つ方法
平成28年5月14日まで	「年金お受取安心サービス」 + 積立定期預金または ファンドミニのお取引	セカンドステップ	ステップ判定日（平成28年4月30日）までに 「給与受取または年金受取」 「定期性預金・投資信託・外貨定期預金・ 保護預り債券の合計残高100万円 以上」 「住宅ローン」 「キャッシュ・クレジットカードご入会」 上記のいずれかのお取引項目を追加いただく
平成28年5月15日以降	積立定期預金または ファンドミニのお取引	対象外	

道銀取引優遇サービス「ステップD o」のご利用にはお申込みが必要です。

同一店舗でご利用いただいているご本人様のお取引に限ります。

道銀取引優遇サービス「ステップD o」のステップ判定におけるお取引項目、優遇サービスの詳細については、別紙2をご覧ください。

道銀取引優遇サービス「ステップD o」のステップ判定日は毎月月末、判定後の優遇サービスの適用開始日は翌月の15日となっております。このため、今回の変更による初回のステップ判定日は平成28年4月30日、サービスの適用開始日は平成28年5月15日となります。

既に「優遇サービスを同水準に保つ方法」に記載されたお取引をいただいている場合は、本件により該当ステップについて、ランクダウンまたはランク外となることはありません。

以上